

選定基準 堺市立歴史文化にぎわいプラザ

条例に定める指定の要件	審査項目	審査の視点	配点
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第22条第3項第1号)	① 管理運営の方針・コンセプト・目標 ② 平等利用	① 市の文化観光施策における本施設の位置づけ・役割への理解、本施設の適正な管理運営の確保、利用者サービス向上に関するコンセプト設定の独自性・新規性、本施設管理運営に対する取り組み姿勢、適切な目標の設定 ② 市民の平等利用についての考え方	5点
(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第22条第3項第2号)	① 経営管理計画①(経営資源、組織体制、事業実績) ② 経営管理計画②(施設運営計画)	① 当該管理業務を実施するにあたり必要な経営資源の有無、代表企業・構成企業・協力企業それぞれの役割・責任の明確性及び適切性・財務規模等、組織状況の考え方、類似事業の実績の有無及びその内容と成果 ② 事業収支計画の適切性(各年度の目標来館者数設定と推移に対する考え方)、事業全体の計数管理(収入・支出)の目標設定の考え方・適切性、自主的かつ継続的な業務改善(内部モニタリングなど)の工夫、堺の観光プロモーション等集客魅力向上にかかる経費率の高さ(売上高広告比率等)、還付割合の有無・根拠	25点
(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第22条第3項第3号)	① 利用者ニーズの把握 ② マーケティング・プロモーション計画 ③ 個人情報保護・情報公開の考え方 ④ 人権尊重・障害者等への考え方	① 当該施設の利用者の特性やニーズについての把握方法、利用者へのサービス改善への反映の考え方 ② 集客力向上に向けた方策(効果的な広告・宣伝)、開業前・開業後の実施方針 ③ 個人情報の保護の考え方や措置・情報管理体制の適切性、情報公開に関する考え方やその取組姿勢の適切性 ④ 人権尊重についての考え方、障害者や高齢者等の利用に対する配慮の考え方	10点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第22条第3項第4号)	① 開館時間、休館日の考え方 ② 利用料金の考え方 ③ 人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④ 運営体制計画 ⑤ リスク管理計画	① 開館時間、休館日の考え方(利用者特性、ニーズへの配慮、来訪者サービス施設との連携) ② 利用料金設定の考え方(基本料金、減免・還付の考え方、各種割引制度等) ③ 適切な人員配置(障害者、高齢者等を含む)、人材育成の考え方、研修計画、リスク管理体制、開業前準備への対応 ④ 市との連絡体制の構築、市学芸員との協働・連携、来訪者サービス施設・既存観光案内所との連携、観光ボランティアガイド等との協働等 ⑤ 保険の付保、苦情・要望等への対応、緊急時(災害、事故等)への対応、利用者安全確保のための工夫	20点
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第22条第3項第5号)	① 観光案内展示室の運営計画 ② 茶の湯等体験室の運営計画 ③ 復元茶室の運営計画 ④ 企画展示室の運営計画 ⑤ 集客・賑わい創出業務の運営計画 ⑥ 駐車場運営計画 ⑦ 自主事業の実施計画	① 観光案内業務の内容や観光案内情報の更新の考え方、既存観光案内所との連携方法 ② 堺らしさを体験できる活用方法 ③ 常設展示、企画展示との連携したサービスの提供、茶の湯等体験室との連携したサービスの提供 ④ 市学芸員との協働・連携の考え方、集客向上に向けたイベントの実施(年間計画、テーマ性等) ⑤ 本施設の独自性、魅力ある独創的な集客・賑わい創出への貢献 ⑥ 収入向上策に対する考え方・工夫(夜間・深夜時間帯の利用料収入確保等) ⑦ 具体性、実現性、独創性、指定管理業務の確実な実行による適切な計画	25点
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第22条第33項第6号)	① 施設維持管理経費の考え方 ② 経費縮減に向けた考え方・収支計画	① 施設及び設備の維持管理経費に係る基本的な考え方、施設性能を適切に保持するための工夫・考え方、開業前準備等への対応 ② 費用低減に向けた具体的な対策や工夫、積算根拠の妥当性・適切性、収支計画の適切性	5点
		<p><b>価格点</b></p> <p>【計算式】</p> $\text{価格点} = \frac{\text{「提案のうち最も低い指定管理料」}}{\text{「当該応募者の提案する指定管理料」}} \times 25\text{点}$ <p>※ 最も低い指定管理料を提案した応募者の点数を25点とし、その他の応募者の点数は、左記計算式により提案のうち最も低い価格からの割合で算出。 ※ 計算に用いる指定管理料の額は、平成27年度から平成31年度までの提案された指定管理料の平均値(小数点以下切捨)とし、平均値の上限額は市積算の指定管理料の平均値189,000千円(小数点以下切捨)とする。</p>	25点
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第22条第3項第7号)	① 障害者等就職困難者の雇用 ② 市内経済の活性化 ③ 地域振興、地域コミュニティの醸成 ④ 環境問題への取組	① 障害者等の就職困難者の雇用、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進及び就職困難者に配慮した訓練機会の提供等についての考え方の適切性・具体性 ② 市内業者の活用や地元住民の雇用等の市内経済活性化についての考え方の適切性・具体性 ③ 地域団体、地域住民、NPOとの協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成についての考え方の適切性・具体性 ④ 省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等についての考え方の適切性・具体性	5点
		<p><b>基礎点</b></p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合 ※ グループ応募の場合はすべての団体が満たしていること。 ○ 障害者の雇用状況報告義務があり、法定雇用率以上の障害者を雇用している場合 ○ 障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者(*)を1人以上雇用している場合 ○ 堺市障害者雇用貢献企業である場合 * 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年第123号)第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され(又は見込み)、週20時間以上勤務している者</p>	2点
		<p>(2) 65歳以上への定年の引上げ又は定年の定めを廃止を行っている場合 ※ グループ応募の場合はすべての団体が満たしていること。</p> <p>(3) 市内に本社・本店を有している場合 ※ グループ応募の場合は1団体以上が満たしていること。</p>	2点 1点
合 計			125点